

41 東京大学総理加藤弘之生徒暴行により進退伺

〔明治十六年十一月〕

追申本文之義ハ至急御沙汰相成候様致度此段別而上陳候也

〔注記3〕  
明治十六年十一月六日

大臣 花押〔三條〕 花押〔有栖川〕

内閣書記官

〔作間〕〔田中〕  
〔金井〕〔倉森〕

東京大学総理加藤弘之進退伺ノ事

参議

大木花押 伊藤 西郷 山田花押 大山 福岡  
山縣 井上 松方 川村花押 佐々木

去月廿七日東京大学々々生徒等暴行ヲ為シ遂二百余名ノ退学ヲ

命スルニ至リ候儀ニ付別紙ノ通総理加藤弘之ヨリ進退伺出候処

右ハ其儀ニ不及旨御指令可相成哉相伺候也

御指令案

伺ノ趣其儀ニ不及候事

明治十六年十一月八日 〔山田〕

〔注記1〕  
明治十六年十一月五日 東京大学総理 加藤弘之 〔印〕

〔注記2〕  
伺ノ趣其儀ニ不及候事

明治十六年十一月八日

別紙進退伺書差出候間可然御取計相成度此段稟請候也

明治十六年十一月五日

東京大学総理 加藤弘之 〔印〕

文部卿 福岡孝弟殿

大学総理加藤弘之進退伺別紙之通差出候右者不及其儀筋ト相見  
込候条可然御評議相成候様致度此段内申候也

明治十六年十一月五日

文部卿 福岡孝弟 〔印〕

太政大臣 三條實美殿

〔注記1〕

〔五十九〕〔簿冊内件名番号〕

〔注記2〕

〔甲一三三〕

〔注記3〕

〔官甲一三三号〕

〔明治十六年 公文録  
官吏雜件 十一月 第二〕  
2A, 10, 3658